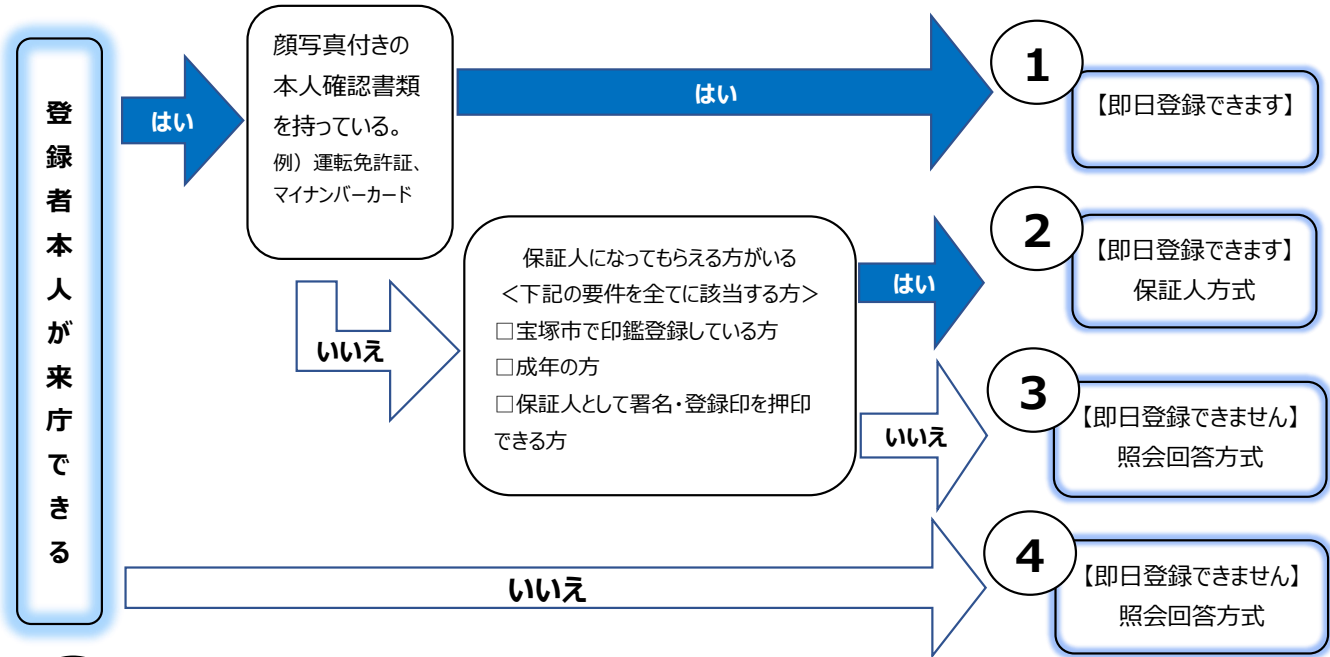


印鑑登録手続きのご案内

※印鑑登録できるのは、15歳以上の意思能力を有している人です。

登録できる印鑑	登録できない印鑑
・住民票に記載されている「氏（旧氏）」「名」「氏名」を表している印鑑（住民票に「旧氏」を記載するには届出が必要です。）	・家族が登録している同じ印鑑 ・逆彫りの印鑑 ・ゴム印その他変形しやすいもの ・職業・肩書・もよう等の氏名以外の事項をあわせて表しているもの ・外枠や文字が欠けてたり、すり減っているもの ・大きすぎるもの（1辺25mmの正方形に収まらないもの） ・小さすぎるもの（1辺8mmの正方形に収まるもの）



1 【即日登録できます】

登録者本人が来庁し、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類を持参されている場合

必要なもの

- ☐ 官公署発行の顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ☐ 登録する印鑑（実印）

2 【即日登録できます】保証人方式

登録者本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちでなく、保証人の方がいる場合
※登録者本人の来庁が必要です。

必要なもの

- ☐ 登録する印鑑（実印）
- ☐ 登録者本人の本人確認書類
本人確認書類はAから2点、AとBから各1点のいずれかの提示が必要です。
A：健康保険資格確認書、年金手帳、基礎年金番号通知書
介護保険証、官公署が発行した医療受給者証など
B：通帳、キャッシュカード、診察券など
- ☐ 保証人が署名押印した印鑑登録申請書
※保証人が登録印鑑を持参し、窓口で署名押印することも可能です。
※保証人の登録印鑑と押印された印鑑が異なる場合は、手続きができません。

3

4

【即日登録できません】照会方式

登録完了まで日数がかかります。

ご本人からの申請であることを確認するため、「照会書」を住民登録の住所に郵送します。



★申請時に必要なもの

- ☐ 登録する印鑑（実印）
- ☐ 委任状（代理人が申請する場合）

◆2回目来庁時に必要なもの

- ☐ 回答書（照会書中の「回答書」の枠内に登録者本人が記入してください。）
- ☐ 登録する印鑑（実印）
- ☐ 登録者本人の本人確認書類（原本をご持参ください。）

本人確認書類はAから1点、Bから2点、BとCから各1点のいずれかの提示が必要です。

A：運転免許証、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付きのもの

B：健康保険資格確認書、年金手帳、基礎年金番号通知書
介護保険証、官公署が発行した医療受給者証など

C：通帳、キャッシュカード、診察券など

代理人が来庁する場合は下記のものも併せてご持参ください。

- ☐ 委任状（照会書中の「委任状」の枠内に登録者本人が記入または別紙で作成してください。）
- ☐ 代理人の本人確認書類 ※上記の登録者本人の本人確認書類をご参照ください

（ お問い合わせ先
宝塚市役所 窓口サービス課 印鑑登録担当 TEL 0797-77-2050 ）

委任状

記入日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

宝塚市長 宛

本人の住所 _____

氏名（自筆） _____

生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

私は下記の者を代理人と定め、印鑑登録の申請および印鑑登録の廃止申請の権限を委任します。

代理人の住所 _____

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日